準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月二十二日

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉二〇〇八番地

株式会社ＫＹＧホールディングス

代表取締役　栗山　智仲

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百九十七万八千五百円、資本準備金の額を四千八万八千五百円減少し、それぞれ二千万円、一千六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十月三十日であり、株主総会の決議は令和７年十月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年２月十九日

掲載頁　一一〇頁（号外第三十三号）

令和７年９月二十二日

滋賀県守山市守山一丁目四番一四号

株式会社総合近江牛商社

代表取締役　西野　立寛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めますので公告します。

令和７年９月二十二日

東京都港区南麻布五丁目一一番一二号

トレジャーハンティング株式会社

代表取締役　小山　淳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めますので公告します。

令和７年９月二十二日

福岡県福岡市中央区薬院三―一六―二六

ＰＪＰ Ｅｙｅ株式会社

代表取締役　仁科　浩明

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年十月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月二十二日

群馬県伊勢崎市香林町二丁目七八五番地一

株式会社サンワイズ

代表取締役　天笠　恒男

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年十月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

日本レアードテック株式会社

代表取締役　小林　重紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月二十二日

神奈川県綾瀬市小園九〇七番地一

野口工業株式会社

代表取締役　野口　博永

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるリム・チン・ショーン及び田中雅勝が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＰＬＡＴＩＮＵＭ　ＨＯＵＳＥ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．

日本における代表者　リム・チン・ショーン

日本における代表者　田中　雅勝

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和７年十月二十九日をもって、暗号資産交換業において取り扱っている「オントロジー（ＯＮＴ）」、「クアンタム／クオンタム（ＱＴＵＭ）」、「ダイ（ＤＡＩ）」、「フレア（ＦＬＲ）」の取扱いを廃止いたします。

令和７年十月二十九日時点で、対象の暗号資産の残高があるお客様におかれましては、当社が適当と認める時期及び方法において売却し、日本円に換金したうえで相当額をお客様のアカウントに日本円で入金いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和７年９月二十二日

東京都港区港南二丁目五番一〇号

Ｓ．ＢＬＯＸ株式会社

代表取締役社長　渡辺　潤

訂正公告

令和７年８月二十六日（号外第一九二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、「甲は会社法第七九六条第一項」とあるは「甲は会社法第七九六条第二項」の誤りにつき訂正します。

令和７年９月二十二日

茨城県土浦市大和町九番三号

（甲）関東医療サービス株式会社

代表取締役　山口　雄三

茨城県土浦市大和町九番三号

（乙）有限会社スズラン調剤薬局

代表取締役　山口　雄三

訂正公告

令和７年７月三十一日（号外第一七五号）掲載の第二期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨の金額の単位「（単位：百万円）」とあるは「（単位：千円）」の誤りにつき訂正します。

令和７年９月二十二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ＡＬＴＮＡ株式会社

代表取締役　福井　盛一

訂正公告

令和７年８月二十五日（号外第一九一号）掲載の日本エートス株式会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、「効力発生日は令和七年十一月一日であり、」とあるは、「効力発生日は令和七年十月一日であり、」の誤りにつき訂正します。

令和７年９月二十二日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	改正後欄終りから一一	送達	送達等
		改正後欄七	3　日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。	3　日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。